

請負工事入札参加資格者 各位

技術監理課長 直江 幸男

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

標記の件について、本市では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正の試行を実施してきました。

本年 5 月 8 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されたことを受け、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防時の真夏日の読み替えについて廃止することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、令和 4 年 6 月 17 日付け（4 技監第 63 号）「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」については本通知をもって廃止します。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}}$$

2. 対象工事

請負対象金額 130 万円以上の土木系工事（土木一式工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事、道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事）のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

3. 実施方法

(1) 対象工事の取り扱い

[新規工事]

熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である旨を特記仕様書（別紙1）に明示するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する受注者は、「工事打合せ簿」（別紙2）により発注者と協議を行うものとする。

[既契約工事]

発注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正の適用について、受注者に確認を行うものとする。

受注者は現場管理費の補正を希望する場合は、「工事打合せ簿」（別紙2）により発注者と協議を行うものとする。

受発注者協議により、本通知日以降で「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間とし、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

(2) 気温の計測方法等

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり涼しい水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (涼しい水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、涼しい水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人: 体力の弱い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた測定結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(3) 熱中症対策の実施

受注者は、「建設現場における熱中症対策事例集」（国土交通省大臣官房技術調査課 平成29年3月）等を参考に、熱中症対策を実施するものとする。

(4) 計測結果及び実施報告書の提出

受注者は、計測結果及び熱中症対策実施報告書を作成し提出しなければならない。

4. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正値は小数点第3位四捨五入

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times \left((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値} \right)$$

5. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する工事毎に補正を行うことができるものとする。

6. 適用

本通知日以降に契約を行った工事から適用する。

※本通知より前に、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行を適用している工事については、真夏日の定義を28度以上と読み替えて対応してもよいものとする。

7. その他

上記の取扱いに定めのない事項や地域の実情等により、対応が困難な場合は発注者と受注者が協議して決定するものとする。